

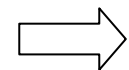
# 「東京都環境保全型農業推進基本方針」・「東京都有機農業推進計画」の概要

## 「東京都環境保全型農業推進基本方針」の概要

### 1 推進の背景

#### ○これまでの経過

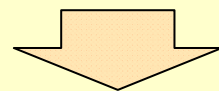
- 平成5年度 東京農業振興プランの策定  
「環境に配慮した農業をめざす」  
平成6年度 現行基本方針の策定  
東京都有機農業推進事業開始  
平成9年度 東京都特別栽培農産物認証制度開始  
平成11年度 東京都エコファーマー認定事業開始  
平成13年度 東京農業振興プランの改定  
「環境と調和した持続性の高い農業の確立」  
を位置づけ



生産者の環境保全意識の高まり

#### ○社会的背景

- ・あらゆる分野における環境対策への要求
- ・農業の多面的な機能への期待の高まり



### 2 基本方針の目指す方向

#### 《環境保全型農業の定義》

- ・農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減を目指すすべての取組

#### 《目指す方向》

- ・環境保全型農業を東京の農業の基本として、すべての生産者の環境保全型農業への取組を促進
- ・農業の多面的な機能を活かし、積極的に都市環境の改善に貢献

### 3 取組の方針

(1) 生産者や消費者に対する意識啓発

(2) 環境負荷を軽減する取組

- ア エコファーマーの認定推進
- イ 特別栽培農産物の認証拡大



特別栽培農産物認証マーク



エコファーマーのマーク

ウ I P M (総合的病害虫・雑草管理) の推進

フェロモンを利用した害虫の誘殺防除



エ 土壌診断と施肥技術の見直し

(3) 土づくりと有機物の循環利用

- ・有機物の施用による炭素の貯留

(4) 農産物の販売支援

インショップの販売コーナー



(5) G A P (適正農業規範) の推進

(6) 都市環境の改善

### 4 有機農業について

- ・環境保全型農業の取組の一つとして位置づけ
- ・別途、推進計画を策定

### 5 施策の総合的な実施

- ・環境保全型農業の推進に向けた区市町村の各種計画策定への助言
- ・関係機関と連携した施策の総合的な実施

## 「東京都有機農業推進計画」の概要

### 1 現状と課題

(1) 現状

- ・有機農業推進法の施行 (平成18年12月)  
《有機農業の基本》  
化学合成された肥料・農薬を使用しない  
遺伝子組換え技術を利用しない
- ・都内で有機農業に取り組む生産者はごく少数

(2) 課題

- ・労働力が必要
- ・栽培技術等が未確立
- ・作柄が不安定
- ・情報が共有化されていない
- ・努力が価格に反映されない

### 2 有機農業推進計画の考え方

(1) 位置づけ

有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき、都道府県が策定する推進計画

(2) 方針

- ・環境保全型農業の取組の一つとして位置づけ
- ・生産者の主体性を尊重
- ・有機農業に自主的に取り組む生産者への支援

(3) 計画期間

平成21～25年度

### 3 具体的な施策

(1) 生産者の仲間づくり

- ・検討会やフォーラムの開催による相互連携や意識の高揚、様々な生産者の交流を支援

(2) 生産者の増加促進

- ・特別栽培認証を受けた生産者への働きかけ

(3) 技術の体系化

- ・技術や事例を整理し、技術資料として体系化を図るとともに、栽培指針を整備

(4) 普及指導の充実

- ・担当する普及指導員を定め、国の研修や事例調査などに派遣して指導体制を充実

(5) 消費者の理解と関心の促進

- ・見学会や意見交換会による生産者と消費者との相互理解を促進

(6) 流通支援

- ・地産地消を中心とした流通を促進し、身近な消費者などに届ける取組を支援